



留萌商工会議所入会（変更）承諾書

留萌商工会議所の会員として入会し、会費 口（年会費 円）を負担します。

【事業所コード： 〇〇〇〇】

フリガナ		印	TEL	-	-
事業所名			FAX	-	-
住 所	〒 〇〇〇	URL			
		E-mail	@		
フリガナ		役職名称			
代表者名		生年月日	S・H	年	月 日
創業	M・T・S・H・R	法人成	M・T・S・H・R	現地開設	M・T・S・H・R
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
従業員数	当該事業所	全 社	決算月	月	資本金
	人	人			億 万円
特定商工業者賦課金（※1）		同意する ・ 同意しない （※令和8年度分まで）			
営業の種類	(○印を付けて下さい)			営業の内容	
	1. 卸売業 2. 小売業 3. 飲食店 4. サービス業 (飲食店を除く) 5. 製造業	6. 建設業 (職別・設備工事業を含む) 7. 自由業 8. 不動産業 9. 運輸業 10. 金融・保険業 11. その他 ()	(具体的にご記入下さい。)		
所属希望部会 (○をつけてください)	1. 商業 2. 工業 3. 金融 4. 水産 5. 運輸港湾 6. 観光サービス ※希望しない場合、業種で振り分けとなります				
「部会所属構成業種分類表」					
【商業部会】…卸売業・小売業 食料品、生活雑貨、家具家電、事務用品他	【工業部会】…建設業・修理加工業・各種工事業 土木・建築、建具・内装、左官、自動車整備他		【水産部会】……………水産関連業 漁業・水産加工他	【運輸港湾部会】……………運送関連業 陸運・海運・倉庫・ハイヤー・バス他	
【金融部会】…金融業・保険業・不動産業・専門サービス業 銀行、不動産売買、保険、会計事務所他			【観光サービス部会】…観光関連業・サービス業 ホテル・旅館、飲食、医療・福祉、理美容、クリーニング、教育他		

※1 当所管内に6ヵ月以上所在し、資本金が300万円以上の法人か、もしくは従業員が20名以上（商業・サービス業は5名以上）の法人・個人のいずれかに該当する場合、商工会議所法に基づく特定商工業者に該当し、北海道知事の許可を得たうえで、法定台帳整備に関する費用（年額2,000円）のご負担をお願いしております。

※ 当所会費は口数制となっております。1口5,000円で3口目からは1口3,000円となります。個人事業所は最低1口から、法人企業は最低2口からのご負担をお願いしております。

※ ご記入頂いた情報は商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿等に掲載してホームページ等で公開・頒布することがあります。☆会員名簿への掲載（掲載する・掲載しない）(どちらかに○印を付けて下さい。)

裏面に続く

※裏面の「会員の資格に関する誓約書 兼 照会同意書」もご参照の上、ご署名・捺印してください。

【会議所使用欄】

専務	局長	所長	次長	課長	代理	係長	係	

受付職員名

入金状態 1. 入金済 2. 未入金
(入金日：令和 年 月 日)

特記事項

会員の資格に関する誓約書 兼 照会同意書

留萌商工会議所 御中

- 私（個人・法人・団体（法人・団体の場合には、当該法人・団体の役職員を含む。以下同じ。））は、次の（１）～（４）各号のいずれにも該当しないことを表明いたします。
 - 成年被後見人又は被保佐人
 - 破産者で復権を得ない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 反社会的勢力
 - 暴力団
 - 暴力団員又は暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等
 - 社会運動等標榜ゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - その他①から⑦までに準じる者
 - ①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、必要に応じ貴商工会議所が専門機関（北海道警察、公益財団法人北海道暴力追放センター）に照会することについて同意します。
- 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - その他上記（１）から（４）までに準ずる行為
- 私（個人・法人・団体）は、次の（１）～（３）各号のいずれかに該当した場合、会員加入の拒絶もしくは会員の除名を受けても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合も、一切私（個人・法人・団体）の責任といたします。
 - 現在又は将来にわたって上記１．各項のいずれかに該当することが判明した場合
 - この表明が虚偽の申告であることが判明した場合
 - 上記３．に記載されている行為を行った場合、又は商工会議所の体面を傷つけたり、その目的遂行に反する行為を行った場合

令和 年 月 日

（自署）

住所又は所在地

商号又は名称

氏名（法人にあつては代表者の氏名）

印